3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習
1　名称
有限会社新西海自動車学校
2　主たる事務所の所在地
長崎県西海市西彼町上岳郷一二三八番地三
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習
四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習
1　名称
有限会社新西海自動車学校
2　主たる事務所の所在地
長崎県西海市西彼町上岳郷一二三八番地三
3　講習の種類
基礎講習

**○国土交通省告示第六百八十号**

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年六月十四日に次のとおり認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一項の規定に基づき告示する。
平成二十五年七月三日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習
1　名称
有限会社新西海自動車学校
2　主たる事務所の所在地
長崎県西海市西彼町上岳郷一二三八番地三
3　講習の種類
基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
1　名称
有限会社新西海自動車学校
2　主たる事務所の所在地
長崎県西海市西彼町上岳郷一二三八番地三
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称
有限会社新西海自動車学校
2　主たる事務所の所在地
長崎県西海市西彼町上岳郷一二三八番地三
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習
四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
有限会社新西海自動車学校
2　主たる事務所の所在地
長崎県西海市西彼町上岳郷一二三八番地三
3　講習の種類
基礎講習

**○国土交通省告示第六百八十一号**

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年六月十四日に次のとおり認定したので、第十二条の十一の規定に基づき告示する。
平成二十五年七月三日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　名称
関東交通共済協同組合
二　主たる事務所の所在地
東京都新宿区西新宿七丁目二十一番二十号
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

**○関東地方整備局告示第三百十七号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
平成二十五年七月三日
関東地方整備局長　森北　佳昭
一　登録番号
関東地方整備局長　15
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社神奈川建築確認検査機関
三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 望月　仁 |
|---|---|
| 変更後 | — |

(2)　変更年月日
平成二十五年七月一日

**○関東地方整備局告示第三百十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十五年七月三日
関東地方整備局長　森北　佳昭
一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　府中都市計画道路事業三・四・五号新奥多摩街道線、国立都市計画道路事業三・四・五号立川青梅線及び府中都市計画道路事業三・二・二の二号東京八王子線
三　事業施行期間　自平成二十五年七月三日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都府中市北山町一丁目、西原町三丁目、西原町四丁目及び国立市富士見台一丁目地内
使用の部分　なし

**○九州地方整備局告示第百二十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年七月三日
九州地方整備局長　吉崎　収
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百五号
(三)　道路の区域
区間　変更前　敷地の幅員延長
後別　変更後
長崎県東彼杵郡東彼杵町小音琴郷字西ノ浦九五〇番一から同町小音琴郷字江口九九〇番一まで　前　一一・八三～二五・四五メートル　後　一〇・九一～一四・二三キロメートル　〇〇・〇八四　〇・〇八四
(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所